

清瀬市オリジナル共食推進マーク使用基準（地域団体等）

1. 趣旨

本基準は、清瀬市オリジナル共食推進マークの使用にあたって必要な事項を定めたものです。

2. 使用目的

清瀬市オリジナル共食推進マークは、ライフスタイルの多様化により、家族そろって食事をする機会が減ってきている現代において、誰かと一緒に食べる「共食」を推進し、清瀬市民の食生活を向上させることを目的に使用するものです。

【使用例】

- ・ チラシやポスター、パンフレットなど、PR目的の製作物での使用
- ・ 清瀬市民の食生活向上に寄与する商品やサービス、イベント等における使用

3. 使用にあたって

(1) 使用には許可が必要です。「清瀬市オリジナル共食推進マーク使用許可申請書」に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

(2) 許可の基準

下記①～③のいずれにも該当するか、④に該当するものであること。

- ① 政治または宗教活動を目的としないものであること。
- ② 営利または売名を目的としないものであること。
- ③ 公序良俗に反しないものであること。
- ④ その他、公益上特に支障が無いと市長が認めたもの。

(3) 許可の対象

下記のいずれかに該当する団体等であること。

- ① 官公庁及び学校等教育機関
- ② 公益法人及びこれに準ずる団体
- ③ 市民生活の向上に貢献する活動を行う個人または市民活動団体
- ④ 活動拠点を市内に置き、構成員の半数以上が市民及び在勤・在学者で構成される文化・社会教育・スポーツ団体（野外活動や遠征の場合は除く）
- ⑤ その他、公益上特に支障が無いと市長が認めた活動を行う個人または団体

(3) 許可事項の変更

使用許可した事業の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ることを許可条件とし、変更の届け出があった場合には、改めて審査します。

(4) 許可の取消

使用を許可された者が、次のいずれかに該当したときは、許可を取り消します。

- ① 使用許可を辞退した場合
- ② 許可基準に反していると認められた場合。
- ③ 申請者または申請団体以外のものが使用した場合。
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合。

4. 使用期間

事業で使用する場合は、許可してから当該事業終了までとし、長期に渡るものは長くとも3カ月程度とします。使用期間終了後、継続して使用を希望される場合は、再度ご相談下さい。

5. 使用上の注意

本ロゴマークは、自由にステッカーやバッジ等のデザインに使用することが出来ます。ただし、デザインの変更は出来ません（色（白黒は可）、キャラクター、ポーズ、表情、縦横比率、文言の変更及び削除）。

6. その他

清瀬市オリジナル共食推進マークの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、一切の責任を負いません。

(白黒版)



(カラー版)

